

建物所有者の皆様へ



違反対象物の公表制度の

対象が拡大されます。



建物を安心して利用していただくために、重大な消防法令違反のある建物を那覇市消防局のホームページや窓口で確認できる制度を平成30年4月から開始してきました。

今までの公表対象

全く設置されていない特定防火対象物



屋内消火栓設備



スプリンクラー設備



自動火災報知設備

令和7年5月1日からの公表対象

全く設置されていない特定防火対象物

&

機能不良の程度が著しく、
ほとんど未設置と同様の状態にある特定防火対象物

新たに
追加

消防用設備の設置、維持管理は建物所有者の責務です。

那覇市消防局

NAHA FIRE DEPARTMENT

お問い合わせ先

那覇市消防局予防課 TEL : 098-867-0212